



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

911 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 1
912 道路の区域変更	(道路保全課)..... 1
913 道路の供用開始	(")..... 2
914 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 2

告 示

和歌山県告示第911号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
そうごう薬局和歌浦西店	和歌山市和歌浦西1-1-14	今井英詞	平成 22.9.1
県庁前池重薬局	和歌山市小松原通1-1-34	池田照世	平成 22.9.1

和歌山県告示第912号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷 地 の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町大字串本字笠島生1508番1地先から同町大字串本字清水生1680番9地先まで	旧	9.25 ∟ 14.50	181.50	
同上	新	12.00 ∟ 15.60	181.50	

和歌山県告示第913号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町大字串本字笠島生1508番1地先から同町大字串本字清水生1680番9地先まで

供用開始の期日 平成22年9月10日

和歌山県告示第914号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3090	海南市岡田字下佃496番1、498番3の一部	海南市馬場一丁目1番地2 有限会社アールイー・ダイ タ 代表取締役 上野山雅也	平成 22.9.2	6.00	59.60